○朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年12月26日条例第35号

改正

昭和56年３月27日条例第６号

昭和57年３月26日条例第10号

昭和58年３月25日条例第８号

昭和61年３月29日条例第10号

昭和63年３月29日条例第８号

平成３年３月28日条例第８号

平成10年12月24日条例第33号

平成14年３月22日条例第13号

平成18年３月28日条例第７号

平成21年12月28日条例第29号

平成26年３月31日条例第９号

朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例

（目的）

第１条　この条例は、在宅重度心身障害者に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「在宅重度心身障害者」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第２号並びに第26条の２第１号及び第２号に規定する施設に入所していない者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が１級又は２級に該当するもの

（２）　埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（Ａ）、Ａ又はＢに該当するもの

（３）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が１級又は２級に該当するもの

（４）　児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度、重度又は

中度と判定した者

（５） 第１号から前号までに掲げる者に相当すると市長が認めた者

（６） 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第２に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

（受給資格等）

第３条 朝霞市に住所を有する在宅重度心身障害者は、この条例の定めるところにより、手当を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

（１） 住民税を課税されている者

（２） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の規定による障害児福祉手当若しくは同法第26条の２の規定による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当の支給を受けている者（埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱（平成18年７月６日付け障福第471号埼玉県福祉部長通知）別表１に定める超重症心身障害児に該当する者を除く。）

２ 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

３ 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

（受給資格の喪失）

第４条 前条第２項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

（１） 朝霞市に住所を有しなくなったとき。

（２） 在宅重度心身障害者でなくなったとき。

（３） 死亡したとき。

２ 受給者は、前項第１号及び第２号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

（手当の額等）

第５条 手当の額は、月額8,000円とする。

２ １人の在宅重度心身障害者が第２条の各号ともに該当する重複障害の場合においては、どちらかの一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

（支給期間）

第６条　手当の支給は、認定の申請をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

（支給制限）

第７条　市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（不正利得の返還）

第８条　偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

（受診命令）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月１日から適用する。

２　朝霞市重度心身障害児手当支給条例（昭和47年朝霞市条例第30号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

３　この条例の施行の際現に旧条例の規定による受給者は、その氏名を障害者本人に改めることにより、この条例の規定による受給者とみなす。

附　則（昭和56年条例第６号）

この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年条例第８号）

この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年条例第10号）

この条例は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年条例第８号）

この条例は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成３年条例第８号）

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成10年条例第33号）

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成14年条例第13号）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

２　改正後の条例第２条第３号に該当する者で平成14年４月30日までに認定の申請をしたものの手当の支給については、第６条の規定にかかわらず、認定の申請をした日の属する月からとする。

附　則（平成18年条例第７号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成21年条例第29号）

この条例は、平成22年１月１日から施行する。

附　則（平成26年条例第９号）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定は、平成26年４月分以後の手当から適用し、同月前の手当については、なお従前の例による。